

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6 年 6 月 30 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 西宮市池田町12-20

氏名 (株)新井組 代表取締役 馬場公勝

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0798-26-8449

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	尼崎市内各工事現場
事業場の所在地	尼崎市内一円
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	22,743 百万円 (令和5年12月末)
③従業員数	384 人 (令和5年12月末)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 別紙処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	別紙の通り t	t
	(これまでに実施した取組) ・実寸発注を優先 ・ユニット化工法の選択優先 ・梱包の簡略化		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	別紙の通り t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組を継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、がれき類は発生の都度分別集積する。 ・廃プラスチック類、木くず、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは分別収集が可能な場合、分別収集する。 また、分別が困難な場合、建設混合廃棄物とする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・同上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	（これまでに実施した取組） 無し		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	t
	（今後実施する予定の取組） 無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り優良認定処理業者への委託を行う		

(第5面)

②計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・継続して可能な限り優良認定処理業者への委託を行う		
※事務処理欄			

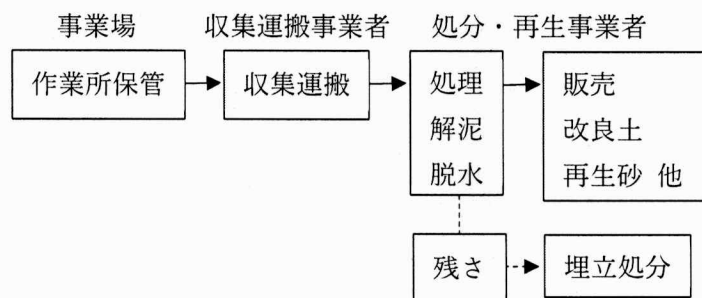
(第6面)

備考

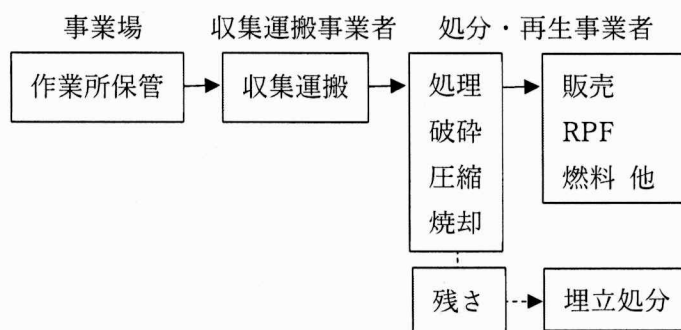
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元
請
じ
ま
と
完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応
じ
事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了する
ま
と
での一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中
間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間
処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量
を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収
施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）であ
る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者へ
の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のと
おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の
種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入
すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないとき
は、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙】産業廃棄物の一連の処理工程

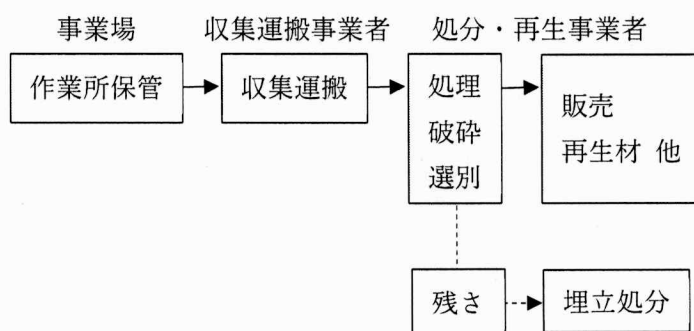
① 汚泥



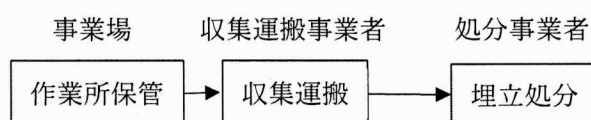
② 廃プラスチック類、紙くず、木くず、混合廃棄物（木くず、紙くず、廃プラスチック類）



③ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類



④ 石綿含有産業廃棄物



建設廃棄物に係る管理規定

1、廃棄物管理体制

1.1 社内体制の整備

本社、作業所における関係者の責務と役割を明確にする。(組織図1-1)

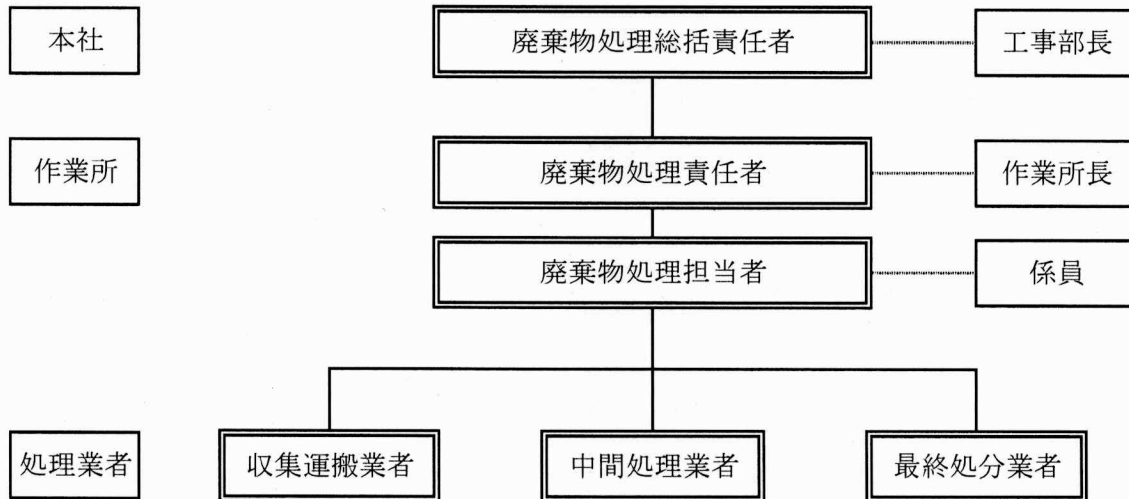


図 1-1 組織図

- 1.1.1 本社担当部は廃棄物の処理方針を定め、長期的、計画的な処理の管理に努める。
このため、廃棄物処理総括責任者を定め、以下の業務を行う。

- ① 管理組織の整備
- ② 基本方針の決定
- ③ 処理マニュアルの作成
- ④ 職員、下請業者の教育、指導と啓発
- ⑤ 法令の改正、行政庁の指導内容等の周知
- ⑥ 建設廃棄物の発生量の把握、処理実績の集計および記録

2、作業所における処理計画

- 2.1 廃棄物処理責任者は建設廃棄物の減量化を図るため、ならびに建設廃棄物を適正に処理するために発注者の仕様書等に基づき建設廃棄物の保管、収集、運搬、中間処理および最終処分に関する具体的な処理計画を作成する。

- 2.2 処理計画の作成にあたっては次の点に留意する。

- ① 発注者および処理予定業者と事前に打合せを行う。
- ② 施工方法を検討し、減量化を計画する。
- ③ 建設廃棄物の発生量を予測する。
- ④ 適切な処理方法を選定する。

3、委託処理

3.1 委託契約

- 3.1.1 建設廃棄物の処理を委託する場合には、収集、運搬業者および処分業者から許可証の提示をを求めること等により、以下の項目について確認するとともに、実地調査や写真等によって最終処分場の状況(残存容量等)を確認する。

- ① 業の区分
- ② 産業廃棄物の種類
- ③ 処理施設の能力
- ④ 許可の条件および期限
- ⑤ 発生地と処分地の当道府県知事等の許可

3.1.2 建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に定める委託基準に従って、事前に委託契約を行う。

3.1.3 収集、運搬業者および処分業者とそれぞれ委託契約を行う。

3.1.4 建設廃棄物の処分が完了した場合に、処分業者が排出事業者に処分が完了した旨を速やかに報告させる。

3.2 委託の実施

3.2.1 建設廃棄物の委託に際しては、処理計画に基づいた適正な処理が行われるよう適切な措置を講じる。

3.2.2 運搬車両ごとに manifests を発行し、廃棄物の種類、性状、処分方法、処分先および取扱い上の注意すべき事項等を収集、運搬業者におよび処分業者に対し、明確に指示する。

3.2.3 処分業者による処分について manifests により確認するとともに、必要に応じ現地調査等により確認する。

抑制に関する事	自ら行う再生利用に	自ら行う
---------	-----------	------

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0200汚泥	1021.5	970									1021.5	970			1021.5					
0600廃プラスチック類	1.8	1									1.8	1	1.8		1.8					
0700紙くず	0										0				0					
0800木くず	0										0				0					
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	41.8	39									41.8	39	25.8		41.8					
1500がれき類	2564	2400									2564	2400	1875.4		2564					
2020建設混合廃棄物 (木くず、紙くず、廃プラスチック類)	58.2	50									58.2	50	58.2		58.2					
2410石綿含有産業廃棄物	23.7	20									23.7	20								
合計	3711.0	3480	0	0	0	0	0	0	0	0	3711.0	3480	1961.15	0	3687.26	0	0	0	0	0